

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市と畜場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中 「

2, 915
2, 050

」 を 「

4, 213
2, 158

」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市と畜場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第二市場)